教職課程・栄養教諭委員会報告

教職課程・栄養教諭委員会
委員長　石田　裕美

はじめに

今年度は、8 月に学校給食実施基準の一部改正があり、年度途中での基準の改正によって卒業生等からの対応方法への問い合わせなどがあった。卒業生への専門的支援、あるいは学校栄養職員から栄養教諭への任用替えや、学校以外に就業したものの栄養教諭採用試験受験への支援などについて、組織的な対応の必要性を考える機会が多かった。その一方で、大学院への新たな入学生がなく、学部生あるいは卒業生への専修免許取得の機会についてさらなる広報活動の課題も明らかになった。

以下に 1 年間の主な活動を報告する。

１．大学院における養成

平成 29 年度の後期から平成 30 年度前期にかけて学校教育総合演習（履修者 2 名）が開講された。「食を通じた学校マネジメント力・特別支援の必要な児童生徒への対応力」の修得に向け、履修者は小学校や特別支援学校での観察や管理職、栄養教諭へのヒアリングなどを行いながら、演習をすすめた。学部からストレートで進学した学生と栄養教諭としてのキャリアのある学生との組み合わせの中で、マネジメント力や対応力の到達点が大きく異なるケースとなり、演習の進め方についてはさらなる検討が必要である。

２．学部における養成

１）履修状況と栄養教諭就業状況

資料 4 に 4 年次に開講される教育実習、教職実践演習、教員採用試験対策講座の開講状況とこれらを中心とした委員会の主な活動を示す。

平成 30 年度 4 年生の実践栄養学科の栄養教諭課程は 18 名、保健栄養学科栄養科学専攻の学生の他学科履修による履修者は 7 名であった（資料 5）。前年度に比べ実践栄養学科の履修者は半減した。この背景として、教育実習の受け入れの条件として採用試験受験の意思確認を求められ、受験の誓約書を自治体に提出し、教育実習先が決定するような事例もある。このことから、栄養教諭教育実習履修のための意思確認書を作成し、3 年生に対しての 4 月に提出を求めることとした。このように履修指導を強化したことを反映している可能性もあり、栄養教諭としての就業意欲の高い学生の履修につながった結果と思われる。

また、栄養科学専攻は実践栄養学科に開講されている栄養教諭課程を他学科履修するため、家庭科教諭の課程の履修が前提となっている。さらには栄養科学専攻の教育の特徴であるコース選択において家庭科教諭コース以外に、食品開発コースやスポーツ栄養コースを併修している者も少なくなく、履修単位が多くなると同時に、他学科履修が時間割の上で困難な状況もあるため、併修のあり方について、学科での検討を要請し、履修の優先順位を明らかにしてもらう要望をだした。

こうした対応が、履修者は減っているが、栄養教諭として採用試験に合格し、就業予定

の学生は 8 名とこれまでの中で最も多かったことにもつながっていると思われる。ここ数年は採用予定者が多い時期であることも影響していると思われるが、就業意欲が高いことは、授業への取り組みなどについても意欲的であり、また履修者相互で刺激しあい、よい影響を生み出すことにもつながっていると思われる。

2）教育実習

教育実習指導内容について資料 6 に示す。この資料には示していないが、教育実習中の研究授業のための指導案について、4 月から教育実習までの間に非常勤講師による個別指導が実施された。また、今年度から、栄養教諭委員会の委員のうち、管理栄養士の資格を有する教員も、専門的な内容について指導案の指導を行った。これはこれまでの教育実習報告会において、栄養学的な教育内容の質について、科学的根拠に基づいた内容と発育段階に合せた表現の整合性に課題があったため、管理栄養士養成の立場からの指導案の確認や指導の必要性があると判断したためである。この取り組みによって、担当学生の実習中の巡回につながり、事前準備の成果や学生の栄養学の知識の定着や理解度を確認することにつながった。

教育実習は、1 都、1 府、10 県、1 市（政令市）で実施した。小学校 22 名、中学校 3 名である（資料 7)。出身校に受け入れてもらえないケースについては、さいたま市を中心に開拓を行った。

教育実習報告会では 5 分ずつ実習校の概要、研究授業についての報告、研究授業の実際を再現する、実際に使用した教材を用いて活用についての発表の 3 部構成にし、必ずどれかを担当し発表することとして実施した。

なお報告会の日程が、昨年同様埼玉県の教員採用試験の二次試験に重なり、報告会を欠席せざるを得ない学生が 5 名いた。次年度以降は、日程上重ならないように配慮できるように計画を立てる必要性が確認された。

3）教職実践演習

カリキュラムを資料 8 に示す。テーマは昨年と同様として実施された。タマシャモの飼育期間に卒業研究の調査等が重なることから、昨年より開講を早め、学生が履修しやすいように配慮した。

4）試験対策授業および教員採用試験結果

資料 9 に教員採用試験対策講座の開講内容を示す。個別指導の体制を 3 名体制とし強化した。教員採用試験の各県の説明会で共通する指摘として、コミュニケーション能力が高く求められていることは明らかであり、多様な面接の試験官に対応できるようなトレーニングにつながったものと思われる。

公立学校への栄養教諭採用試験結果については、埼玉県 3 名、さいたま市 2 名、茨城県 1 名、北海道 1 名、山形県 1 名、愛知県 1 名の合計 9 名が合格した。複数の自治体を受験するため、受験した者は 14 名（受験者率 56%)、一次合格は 11 名（合格率 78.6%）である。このうち複数の自治体の 2 次の受験となることから 1 名が 1 自治体の 2 次試験を辞退、複数の自治体で合格した者については、北海道を辞退することとなった。栄養教諭と

しての内定者は 8 名（履修者に対して 32%）である。

受験後の対策授業担当者へのヒアリングから、さいたま市の二次試験で調理の実技試験があり、その対策の必要性が指摘された。次年度はさいたま市の一次試験合格者に対して調理実技試験の対策を行うよう計画することとなった。また、面接において他の教諭免許と同時に行われるケースもあり、養護教諭や家庭科教諭を履修する学生との交流の必要性、あるいは一緒に面接指導を受けるような体制の必要性についても指摘があった。これらについても早急に改善していく予定である。

また、特別支援を必要とする児童生徒の理解につながる取り組みの必要性の指摘もあり、対策授業の中に特別支援学校の訪問、見学等を検討することとなった。

5）スチューデント・インターシップ

3 年生 12 名が坂戸市スチューデント・インターシップに参加した。これは栄養教諭課程のみならず、家庭科教諭、養護教諭の養成課程でも実施している。この中で、他の課程での実施において課題があった場合に、大学として課題を共有する必要性があることが明らかとなった。さらにそれぞれの課程で、教育実習や管理栄養士・栄養士の臨地校外実習等で依頼することもあり、インターシップで認められた課題を実習前に解決できるような体制を整備した。

3．卒業生に対する支援

学校給食実施基準の改定を受けて、同窓会組織である香友会と連携し、香友会主催の専門家講座において「学校給食実施基準の一部改正について」を 12 月 16 日に駒込校舎にて開催してもらった。広報活動として、香友会のホームページや栄養と料理、日本栄養士会の機関誌などに掲載されたが、過去の履修者で eiyo アドレスの使用可能な卒業生、連絡先が登録されている卒業生についてメールによって連絡した。また、講習会当日に第 1 回卒業生懇談会を実施した。懇談会には 7 名が出席した。新卒で栄養教諭として勤務している者 3 名、新卒で学校栄養職員として勤務している者 1 名、学校栄養職員から任用がえで栄養教諭として勤務している者 1 名、保育所勤務から栄養教諭に転職した者 1 名、保育所勤務 1 名である。いずれも学校給食栄養管理者としての給食の運営業務が主であり、食に関する指導については自らが積極的に働きかけて指導の機会を得ているという点が共通していた。共同調理場方式のところでは、調理場に配置されているため、各学校への働きかけを自らが行っていかなければならないことなど、栄養教諭の配置に関する限界もあり、自ら業務を切り開いていく力を有していることが重要と思われた。共同調理場の建て替え等の課題に直面しているなど、県の職員として市町村の教育委員会の方針について専門的な提案が困難であるなど、組織としての取り組みの対応の難しさ等の存在も確認できた。